

国会から見た経済協力・ODA（12）

～ 対外経済協力計画の国会承認等に関する法律案の審議経過 ～

前行政監視委員会調査室 たかつか としあき
高塚 年明

1. はじめに
 2. 対外経済協力計画の国会承認等に関する法律案の趣旨説明
 3. 対外経済協力計画の国会承認等に関する法律案の質疑・答弁
 - (1) 亘四郎君（自由民主党）の質疑
 - (2) 秦野章君（自由民主党）の質疑
 - (3) 松永忠二君（日本社会党）の質疑
 - (4) 田淵哲也君（民主社会党）の質疑
 - (5) 塩出啓典君（公明党）の質疑
 - (6) 立木洋君（日本共産党）の質疑
 - (7) 中山太郎君（自由民主党）の質疑
 4. おわりに
- 参考 対外経済協力計画の国会承認等に関する法律案

1. はじめに

我が国の経済協力・政府開発援助（ODA）の歴史は、1955（昭和30）年に始まり、今日まで50年余が経過した。この間、ビルマ（現ミャンマー）、フィリピン、インドネシア、ベトナムの4か国への賠償、日韓基本条約、請求権・経済協力協定、中国との国交正常化、オイルショック、ODA中期目標、マルコス疑惑、冷戦終焉によるロシア・東欧支援、湾岸危機・湾岸戦争、カンボジアPKO、対中ODA批判、人間の安全保障、アフリカ支援など、幾つもの大きな節目を迎えた。

本稿は、十数回にわたり、これら多くの節目に国会で何が議論されてきたのかを検証し、そこから当時の国際情勢、経済協力・ODAを取り巻く国内の世相、考え方そして行政府の姿勢を描き出そうと試みるものである。そのため、本稿においては、国会における質疑・答弁などを、当時の用語のまま要約する形で記述するよう努めた。

12回目の今回は、経済協力・ODAに関する法律案が国会の場で初めて審議された「対外経済協力計画の国会承認等に関する法律案（田英夫君外1名発議）」の審議状況について述べることにする。同法案は、第75回国会の1975（昭和50）年1月29日に参議院に提出され、同日、外務委員会に付託された。4回の委員会で審議され、同年7月4日、

賛成少数により否決された。しかし、同法案はその後の参議院における経済協力・ODAに関する議論の草分け的存在となった。これまでに衆参両院で6本の経済協力・ODAに関する法律案が提出されたが、実際に審議されたのは同法案のみである。

以下、同法案の趣旨説明及び審議経過を紹介する。

2. 対外経済協力計画の国会承認等に関する法律案の趣旨説明¹

第75回国会(常会)の1975(昭和50)年2月20日、対外経済協力計画の国会承認等に関する法律案の趣旨説明が発議者田英夫君(日本社会党)からなされた。その主たる内容は以下のとおりである。

世界は、今やかけがいのない地球に生を受けた人類が世界共同体という連帯意識の上に立った国際協力の時代になっている。

この国際協力の時代において、対外経済協力の目的とは、いわゆる南北問題、すなわち富める先進国と貧しい発展途上国との間に存在する大きな貧富の差から生ずる諸問題、また、先進諸国の高度経済成長から生ずるひずみの是正の問題等にこたえるものであり、世界各国が相互に資金や技術を供与し合い、かつ貿易面で協力を強化しつつ、限られた地球上の資源を有効に活用し、分かち合い、人類が全体として恒久の平和と繁栄を享受し得ることを目指すものである。

このように、対外経済協力が世界各国の平和と繁栄を究極の目的とするものである以上、対外経済協力が特定の国家における軍事目的や非民主的政権の強化に奉仕するがごとき結果を招来する事態は厳に戒むべきことである。

以上の観点から、我が国の対外経済協力もその根本原理においては、国際社会の一員としてその能力に応じて要求されている責任を全うすることであり、この責任を公正に遂行することを伴って、対外経済協力は我が国の平和的存立と繁栄を達成するために必要な国際環境をつくりだす役割を果たすことになる。

このことは、我が国憲法前文が「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」また、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」と規定していること、さらには「われらは、いづれの国家も、自己のことに専念して他国を無視してはならない」と規定していること、この日本国憲法前文の精神にかなうものである。

このように、対外経済協力の果たす役割の重大さにもかかわらず、従来、政府の行う対外経済協力の内容及びその適格性について国会は必ずしも事前に全般にわたって明確に関知することが困難な状況にあったと思われる。

例えば、昭和49(1974)年度においては、一般会計予算から約1,610億円が支出され、財政投融资からは対外経済協力の実施機関である日本輸出入銀行及び海外経済協力基金へ

9,880 億円の繰り入れがなされており、これらの巨額な費用が対外経済協力のためにいかなる国のいかなる部門に、どれぐらいの規模で支出されるかが、従来、国会における予算の承認の段階においては、必ずしも十分把握し得ない状況にあった。この点に対する反省から、政府が対外経済協力を行おうとする場合において、その具体的内容を定めた対外経済協力計画を作成して国会の承認を経ることとし、適正かつ効果的な対外経済協力の実施に資することとしたわけである。

以上がこの法律案を提出する理由である。以下、その主たる内容について御説明申し上げます。

第1は、対外経済協力の目的としては、それが我が国の外交の中で果たす役割の重要性にかんがみ、対外経済協力計画についての国会承認を受ける等の手続きを経ることにより、適正かつ効果的な対外経済協力の実施を図ろうとするものである。

第2は、この法律案においては、政府自ら行うもののほか、日本輸出入銀行、海外経済協力基金及び国際協力事業団に実施させる対外経済協力も対象としている。

第3は、対外経済協力の指針としては、民主主義の原理に反する統治を行う国に対しては、対外経済協力を行わないこと及び軍事目的に充てられるような対外経済協力は行わないこととした。これらはいずれも日本国憲法が民主主義及び永久平和主義をその理念として掲げており、我が国の対外経済協力がこの憲法の理念にかなうものでなければならぬと考えたからである。

第4は、対外経済協力計画は、政府が毎年4月1日から翌年3月31日までの間に係る対外経済協力計画を作成し、国会に提出してその承認を受けることとしたが、その計画は、対外経済協力として実施しようとする事業ごとに、当該事業の実施機関、実施規模その他当該事業を実施するための必要な事項について定めるものとし、できるだけ対外経済協力計画の明確化を図ろうとするものである。

また、年度当初に予定していなかった対外経済協力の必要が新たに生じた場合においては、その都度、当初の対外経済協力計画を変更できるものとし、国会の承認を経る道を開いている。

なお、災害援助等の緊急に実施する必要があるが、かつ人道上の目的に充てられるものについては、その計画の作成及び国会の承認手続きは必要としないこととしている。

第5は、対外経済協力計画の実施状況の報告である。これは、おおむね6月に1回国会に報告することを義務付けることにしている。

右のほか、施行関係について所要の規定を設けている。補足になるが、従来予算を承認することによって実質的にこれを認めていたわけであるが、国民の支出した貴重な税金を日本国民に還元する形ではなくて、他国民の繁栄、平和といった目的のために使用するわけであるから、その使途、内容については、国民の代表である立法府、つまり国会の承認を求めるのが民主主義の筋であることを特に強調しておきたい。したがって、与野党、党派の垣根を越えて、立法府という立場からこの問題をお考えいただきたい。内容等に不十分な点もあろうが、そうした点については当委員会の審議を通じて修正する余地もある。その上で御同意くださるようお願いしておきたい。

3. 対外経済協力計画の国会承認等に関する法律案の質疑・答弁

対外経済協力計画の国会承認等に関する法律案は、1975（昭50）年1月29日に提出されたものの、質疑・答弁に入ったのは6月17日の委員会からである。以後4回の委員会で審議されたが、ほとんどの質疑者が「民主主義の原理に反する統治」の是非、国会と内閣の外交権との関係などを取り上げていることから、項目別ではなく、質疑者別に整理した。

（1）亘四郎君（自由民主党）の質疑²

（亘四郎君）

我が国の意思に基づいて援助先を決めることは、手続きが非常に面倒な現状においては当を得ていると思うが、この法案が施行されれば、相当の困難あるいは混乱が予想され、事業の効率の低下が考えられる。第3条第1項に「民主主義の原理に反する統治を行う国に対しては、対外経済協力を行ってはならない。」とあるが、一体誰が、どのような基準で判断するのか。

（田英夫君）

民主主義の定義については、歴史的にも変遷があり、現在でも多様な解釈がある。発議者としては、第3条の「民主主義」は非常に広い意味で理解している。例えば、主権在民であるということ、あるいは人権を尊重する精神が守られていること、これらが少なくとも最低限の民主主義の条件であるとの解釈もある。また三木武夫総理は、国民の意思が反映される政治形態であると述べ、永井道夫文部大臣は、これに加えて自由と平等が守られること、ただし、どちらかに重点が置かれるという違いがあると述べている。発議者としては、非常に広い意味に捉えていただきたいと考える。政治形態、社会体制が日本と異なっているとしても、社会主義国家であっても、議会制民主主義が確立していない開発途上国であっても、民主主義の原則が守られていれば民主主義の原理にかなっていると理解していただきたい。誰が判断するかであるが、これは行政府が判断すると理解していただきたい。

政府の判断により経済協力計画を立て、次に国会においてこの法律に基づく審議を通じて、政府の判断が適正か否か、民主主義に適合しているか否かを審議することが必要である。私は、どの国が民主主義の原理に反した統治を行っているかということは敢えて申し上げないが、例えば国連の場において、人種差別を理由に非難されている国などへの援助は疑問が生ずるのではないか。

（亘四郎君）

第3条第2項の「軍事目的」について伺いたい。本来、福祉の向上と民生安定を目指して援助を行っているのであり、軍事目的に転用されることのないよう外務省や通産省は細心の注意を払って相手国と緊密な協議を行っているはずである。また、日本国憲法の間から軍事援助に向かうような経済協力を行う余地はないと考える。そうであれば、このような条項は必要ないのではないか。

（田英夫君）

仰せのとおりであるが、敢えてここに規定したのは、「民主主義」と同様に、国会で審議することを前提としており、そのことを踏まえて政府もこれを守っていただきたいという意図である。先日の日本政府とベトナム民主共和国（北ベトナム）との協議の中で、ホンゲイ炭を輸送するためにトラックを供与して欲しいとの申し出に対し、一部にはこれが軍事目的に利用されるのではないかとの判断もあったと聞いている。こうしたことを政府だけでなく国会審議を通じて、判断していくことも必要ではないか。民主主義と平和は日本国憲法の基本であるから、「民主主義の原理」と「軍事目的」を規定した。

（亘四郎君）

経済援助が軍事目的に利用されないよう細心の注意を払っていると承知しているが、外務省経済協力局の見解を伺いたい。

（鹿取泰衛・外務省経済協力局長）

私どもは軍事目的に転用されないよう細心の注意を払っており、私どもの承知する限りその目的に使用された事実はない。細心の注意をどのように払うかを説明すると、プロジェクト援助の場合は平和目的、民生安定、産業開発が目的であり、その判断が比較的容易である。商品借款なり無償の商品援助の場合は、判断の難しい場合も出てくる。そこで私どもは二つの方法でチェックを行っている。第1は、品目の能力を制限する方法である。軍事目的に転用されるような大型のもの、あるいは動力の強いものは除く配慮を行っている。第2は、相手国政府を信頼するほかはないが、軍事目的に転用しないという文書を取り交わすことである。今後もこの方針で進めていきたい。

（亘四郎君）

第4条の計画の作成と国会の承認に関してであるが、事前に計画が分かっただけならば、相手国側から、額が少ないとかの苦情や抗議が起きてくるのではないか。そうすると混乱だけが残り、收拾のつかない事態になるおそれはないか。国会による事前承認は理想ではあるが、いわゆる外交の妙味がなくなってしまうおそれはないか。

（田英夫君）

従来行われてきた経済協力の実態は、実は事前に相手国及び事務当局とかなり話しが進んでいて、その上で公にされている。政府に提示していただく計画は事前に政府間である程度協議をまとめ、具体的にプロジェクトとして決めていただいたものというのが前提である。プロジェクトやその金額が決まる段階では相手国との交渉が煮詰まっていなければ計画は提示できないはずであるから、国会に提出される段階ではその様な心配はないのではないか。

（亘四郎君）

第5条の計画の変更について伺いたい。相手国のある外交問題で計画の変更の度に国会の承認を事前に受けなければならないとなると、これが現実的に行政ベースで進展していくだろうか疑問である。その都度の承認は非現実的ではないか。

（田英夫君）

実態というのは、政府にしる輸銀、基金にしる、相手国と交渉を続けて、それがかなり煮詰まった段階で予算に組み込まれてくる。輸銀や基金の場合は出資金、資金運用部から

の借入れという枠を設定する形で出てくる。つまり、予算編成される段階では、かなりの程度計画ができてというのが実態である。したがって、予算を国会に提出すると同時に経済協力計画も国会に提出するというのが現実的ではないのか。むしろ、第5条は政府が困ることのないようにという趣旨で設けたものであり、災害援助等の緊急の場合は除外しており、また新たに追加要請が起きたときの場合も考慮したものである。

(宮澤喜一外相)

法案を拝見した限りで忌憚なく申し上げれば、第4条、第5条あたりの構想、考え方に関して、経済協力が一つの交渉であるという点で、私どもと認識が異なると考える。交渉である以上、こちら側はできるだけ低くまとめたい、先方はできるだけ有利かつ高いところでまとめたいのであり、本質的に賃金交渉に似ているところがある。交渉において当事者能力を持たないのは問題である。端的な例として、橋を架ける事例でも、輸銀と協力基金でどれくらいファイナンスするのか、またローカルコストを日本側がどれくらい負担するのかという細かい交渉がある。交渉を進めて行く途中で国会で否決されれば、始めからやり直しとなってしまう。

(鹿取泰衛・外務省経済協力局長)

議会で事前の計画の承認のようなことを行っているのはアメリカである。アメリカの場合、軍事援助と経済援助が一体となっている計画である。予算制度が日本と異なり、それぞれの事業別の法律案を出して議会の承認を得る形であり、経済協力についても同様である。個々の案件について承認を得ることに関しては世界各国にその様な例はない。日本だけがその様な制度をつくと異常なことになる。途上国側からは、日本が経済援助を途上国に対する恩恵のように考えて、手続きを非常に複雑にしていると非難されるおそれもあり、先進国側からは時代逆行であると批判されることは必至である。

(田英夫君)

経済協力局長の調査はおかしい。この法案にとりかかったのは今年の9月からであるが、それ以前にアメリカに行き、歳出委員会、外交委員会のメンバーと個別あるいは集団的に会い、アメリカの実情を調べてきた。今の答弁に欠けている点がたくさんある。対外援助及び関連機関歳出予算法という形で提出され、これを審議するのは経済協力局長の言われたとおりである。しかし、例えば、韓国に対する軍事援助の削減に関する法律案というように議員立法の形で提出され、これをめぐって公聴会を開催し意見を聞いたりする。アメリカの場合、行政府が誤った対外経済協力を行おうとした場合、議会が議員立法でこれを中止させる。これが民主主義であり三権分立である。今の答弁は非常に恐ろしい。もしかして行政府の役人の頭の中には、かつての旧憲法時代の天皇の外交権、条約大権というものが残っているのではないか。条約さえも憲法に規定がなければ行政府が勝手に結べるようにしたい気持ちが表れているのではないか。今の民主主義の時代で最も大切なことは三権分立を守り通すことである。そのためにはどうしたらよいかを立法府も行政府も考えるべきである。

(宮澤喜一外相)

国会がその様な立法をされるのであれば行政府は当然それに拘束される。しかし、この

法律案は一般に行政府が担うべき分野について、ああしろこうしろということであるから、今言われたこととは異質なものとする。

(2) 秦野章君(自由民主党)の質疑³

(秦野章君)

国会が国権の最高機関であることは理解するが、三権分立を考慮すれば、憲法第 65 条により行政権は内閣にあり、憲法第 73 条 2 号により内閣の職務として「外交関係を処理すること。」と規定されている。日本では軍事外交は存在しないので、経済外交、資源外交が大きな柱となり、今後ますますその重要性を増してくると考えられる。そうであれば、三権分立の観点から、立法権の行き過ぎになるおそれはないか。また、民主主義に反する統治をしているか否かを判断するのがなぜ政府なのか。国民にどんな議論があろうが政府が判断するということになる内政干渉だということになりはしないか。さらに、条約は事後の批准により国会でチェックしているはずである。これ以上に縛っては国の生存そのものがうまくいかなくなるおそれはないか。

(田英夫君)

重要な点を御指摘いただいた。この法案を作る段階でも、外交権との関係を大いに討議し考慮した。内閣に外交関係を処理する権限があるが、憲法が主権在民にあることから、国民が主人公であることを前提としており、また国民の税金を外国人のために使うわけであるから、内閣の外交権だけに任せてよいのかどうかという問題がある。対外経済協力というのは自ずから世界的な常識の中で、通念の中で行われるべきであるから、それを政府が厳正に守っていただけると信ずるが、やはりここで主権在民という精神をしっかりと踏まえておく必要がある。この法律があることによって政府の対外経済協力がむしろ非常に厳正に行われていることを、日本の国民にもまた対外的にも明示されるべきである。

(秦野章君)

確かに国民の税金が国外で使われるわけであるから、格別に見ていく姿勢は必要である。この点についての外相の見解を伺いたい。

(宮澤喜一外相)

多国間援助に加わり、そこに必要な資金を支出するというのが比較的公平というか、政治的な紐の付いていない形になると思う。しかし二国間援助の方式も現実には除去できないものである。その場合も政治的な紐を付けない形が望ましい。国民の税金であっても援助が有効に使われればそれでよいとする立場もあると思う。我が国は戦後、援助を受ける側から援助する側になってきたが、それまでは援助と言いながら我が国自身の目的(輸出の拡大)に奉仕してきたことは偽らざる事実である。しかし、そうしたところから純度の高い援助に移っていくべきである。そうした点は政府もよほど考えていかななくてはならない段階に来ているのではないか。

(秦野章君)

事前に承認を得なければならないというのは、逆に立法府が行政府の責任を追及するという根拠を脆弱にしてしまうおそれはないか。つまり、立法府は三権分立で行政府がやる

べきことはやらせて、そして間違っていたら責任を追及するというのが建前ではないか。立法府の立法権は無制限ではない。否決したら立法府の側にもその責任があるのではないか。それぞれの三権がフルに動くことが三権分立ではないのか。

(田英夫君)

憲法第 66 条に「内閣は、行政権の行使について、国会に対して連帯して責任を負ふ。」と規定されている。我が国は議院内閣制を採っており、アメリカのような完全な形での三権分立ではなく、共働性という形で行政府と立法府が共に責任を負い、連帯して政治を行っていくというものである。単に行政府の責任を追及するというのではなく、本当に国民のために、正しい政治を行うために共働性を発揮するというものである。とは言い、非常に細かい行政事務にまで立法府が関与するというものではない。行政の能率を損ねてはならないと考える。経済協力は外交の中でも非常に重要である。憲法の規定はないが、ここで特別な法律を作って、共働性を発揮できるよう機能を更に強化すべきである。

(秦野章君)

私との共通認識もあるが、国政調査権を用いて行政府の責任を追及するというのが建前ではないか。外交の責任を必ずしも立法府がとれないのである。一事不再理という点も心配である。共働性の説明も理解できるが、言わば相互の領分を守って、立法府は行政府の責任を追及するというのが基本ではないかと思う。

(3) 松永忠二君(日本社会党)の質疑⁴

(松永忠二君)

対外経済協力計画の国会承認等に関する法律案を「もって適正かつ効果的な対外経済協力の実施に資する」目的で立案したとのことである。提案理由の一つに適正かつ効果的でない対外経済協力の事実があったからと考えるが、発議者の見解を伺いたい。

(田英夫君)

経済協力に関しては、かつての戦後処理としての賠償などを含め協定の形で国会の承認を得たものもあった。しかし、最近では、大部分は行政府の責任において行われており、詳細な内容について国会が知る由もないという状況である。例えばインドネシアに対する経済協力は予想外に多い。インドネシアが経済協力を必要としていることは理解できるが、その細かい内容については我々は判断材料を持ち合わせていない。最も国民世論の批判を浴びているのは韓国に対する経済協力であろうが、詳細な実態はつかみ得ていない。適正であると判断できるようもっとガラス張りにすべきである。ここで言うガラス張りとは国会の場に出していただくことである。

(松永忠二君)

韓国への経済協力が 15 億 5,000 万ドルというのは膨大な額である。外交政策があるにしても南北統一ということを考慮すればあまりに(南に)偏っているのではないか。外相は「適正かつ効果的な」援助が行われていると考えておられるか。

(宮澤喜一外相)

政府も新しく考え直してみる必要があると思う。近いうちに閣僚協議会の閣議決定で基

本的な見直しをする予定である。国内に経済協力に関する機関が幾つかあり、業務も重なっているところもあり、関係官庁も多い。また、援助については長期計画もあり予算の単年度主義だけでは把握できない問題もある。さらに、ご批判をいただいているように多少出たところ勝負的なところもある。経済協力がますます重要になってくるので、この際、従来からある問題を再検討してみたい。

(松永忠二君)

自民党の対外経済協力特別委員会でも、まず基本計画があって、そこから中期計画を立て、地域別・国別開発戦略・主要分野の計画を立てるべきと述べている。首相の諮問機関である対外経済協力審議会でも同様の見解が述べられ、対外経済協力閣僚協議会の設置を提言している。長期計画があってそれに基づき単年度の計画が出てくるべきであると考えるが、発議者の見解を伺いたい。

(田英夫君)

この法律によって政府からお示しいただく計画は、形の上では単年度ということになるが、数年にわたる長期的な経済協力の場合は全体の計画を受けてから初年度分、そして次年度分と示していただくことを想定している。

(松永忠二君)

松前重義氏が中心となっている現代総合研究集団が、昨年(1974年)1月に発表した「開発途上国向け進出に対する提言」の中で、海外経済協力基金、日本輸出入銀行、海外技術協力事業団⁵など政府関係機関の経済協力名義で行われる資金の流れの実態について詳細な報告書を定期的に国会へ提出し、日本企業の海外進出の実態とその影響について網羅的な調査を行うことが先決だと述べている。外相の見解を伺いたい。

(宮澤喜一外相)

政府が資料を作成し提供する必要があると考える。しかし、企業機密にかかわる点もあり自ずと制限があろうが、改善の余地は相当あると思う。

(松永忠二君)

「民主主義の原理」と「軍事目的」に関して、海外では実際にどのように扱われているのか発議者から説明願いたい。

(田英夫君)

アメリカで対韓経済援助に批判が高まっている。下院外交委員会の公聴会での論調は、現在の韓国政府は民主主義に反するのではないかというものである。アメリカは韓国には軍事援助も行っており、そのことも含めて対韓援助を大きく削減すべきであるとの意見も出たが、実際には削減率はそれほど高くはなかった。しかし、結果としては削減されたという事実がある。これは民主主義の原理に照らした典型的な例である。また、南アフリカ共和国あるいはローデシアの人種差別問題について、国連の場で国際取引を規制しており、これも経済協力を規制する方向に向かわせるのではないか。また、アメリカやフランスは発展途上国に対し武器輸出を盛んに行っている。日本がこうした法律を作ることによって武器輸出を、あるいは軍事目的の経済協力を規制する空気を醸成する役割を果たすべきではないか。これを日本の外交の基本精神とすべきではないか。

(4) 田淵哲也君(民主社会党)の質疑⁶

(田淵哲也君)

「民主主義の原理に反する統治」について、この判断は行政府が行うということであるが、これは非常に問題があるのではないか。「民主主義の原理」というのは御答弁の中にあつたように、極めて幅広い解釈が可能である。その人の政治的立場によって非常に違った解釈も可能になる。しかもそれが行政府に任せられるとなると、これはどう判断されるか分からないということになる。法律的に規制する条項としては余りに漠然としていて、この規定は意味をなさないのではないか。また、逆に厳密に解釈すれば、実際の対外援助はできなくなるのではないか。その意味で非常に問題であると考え。アメリカの対外援助法第32条には、「当該国の市民を政治目的で拘留、監禁する者に対し……」とあるように具体的に記述しないと目的は達成されないのではないか。

第2点として、「民主主義の原理に反する」ということが、対外援助を制約する唯一の必然性を持っているだろうかということである。民主主義だけでなく、例えば、武力侵略を行う国、核実験・核武装をする国に対しては援助を行わないという規定も考えられるのではないか。

(田英夫君)

日本国憲法の精神は主権在民であり、人権の尊重を基本とした民主主義が一つの柱である。もう一つが平和主義であり、これに基づき軍事的に使われるような経済協力を行ってはならないとして第3条に二つ並べた。率直に申し上げて、実は法案作成過程では、国会の承認という点に重点を置いたので、第3条で経済協力の在り方について精神的な規制を設けるという方法がよいのか、あるいは対外経済協力基本法というような形で、対外経済協力はかくあるべしという精神で立法すべきかを議論した。今回の法案の場合、主権在民の精神からして、国民の税金を外国の人のために使うことからすれば、当然、国民の代表である国会の審議を必要とする、これが三権分立の議会制民主主義の日本の現状にふさわしいのではないか。そうであれば、今回の法案はその線在前面に出して、それを明確に規定すべきだという方針となった。したがって、第3条にやや精神規定を残した形にした。

(田淵哲也君)

精神規定として解釈されるなら、「民主主義の原理に反する統治を行う」という制約的な表現を避け、民主主義、平和主義、人道主義などを掲げるだけの方がよいと個人的には思う。この法案の成否をめぐって、朝鮮半島の南北ともに非常に興味を持っていると思われる。私はこの法案は韓国あるいは(北)朝鮮との関連が非常に深いと考える。韓国に対する経済援助の問題については、むしろ外交姿勢の問題として議論すべきではないか。確かに韓国の現在の朴政権のやり方は好ましくない。しかし、好ましくないから経済援助をすべきではないという論理だけでこれを論ずることはできない。なぜなら、韓国の存在は日本の安全保障にとって非常に重要だからである。この法案と韓国との関係について発議者の見解を伺いたい。

(田英夫君)

現在の韓国に対する経済協力が適正かつ効果的かといえば大いに疑問があると思う。しかし、この法案は韓国の問題を発端としたが、それだけを念頭に置いたものではない。国民の税金を外国で使うのであるから国会で審議するというところに重点を置いている。国会で審議するからには、当然のことながら、国会議員の責任において、ふさわしい使われ方がされるよう一つの尺度でもって審議されるはずである。この法案は正に国会審議が柱であり、韓国への経済協力の問題は外交姿勢の問題として正しい方向に持っていくべきと考える。

(田淵哲也君)

対外経済協力の問題を国会で審議することには、基本的に賛成である。ただし、政府の外交交渉権との関係で国会審議が外交交渉の手足を縛ることがあってはならないのであり、それは国益を損なうことになる。したがって、政府の外交交渉権と国会の審議権、国会の議決権の兼ね合いを考える必要があるのではないか。田議員の答弁の中にあった、交渉が煮詰まった段階で国会の審議にかける方式ならば支障はないと考える。これに対し外相の見解を伺いたい。

(宮澤喜一外相)

発議者の了解が得られたので答弁したい。我が国の援助能力にも限界があり、政府としては自ずと広い意味での我が国の国益に合致した方向で進めたいというのが実情である。また、先方としても、より有利な条件で、できるだけ多くの金額を望んでくる。それは当然のことであり、そこから交渉が始まるわけである。こちらの懐具合があらかじめ先方に分かるとなると、交渉としては実にやりにくいことになってしまう。また援助を受ける国同士の間にも相互に比較することになり、自国に対し非友好的な扱いであるという印象を持たれる危険もある。友好親善関係の進展を目指しながら逆効果に終わる危険性も相当あるのではないか。

(田淵哲也君)

いずれの援助も額が決定すれば、公表されるものであるから、その前に国会で承認を受けることに支障があるとは思えない。

(鹿取泰衛・外務省経済協力局長)

経済協力だけではなく、一般の外交案件はすべてではないが、国会との関係においては行政取り決めというものがある。借款援助、無償援助ともに行政取り決めで行っている。それは国会で御承認いただいた予算の範囲内で取り決めに結ぶことであり、この取り決めによって行われる案件が1年に数十件に上っている。機動的に外交案件を進めていくためには、従来からの行政取り決めが適当であり、それで十分と考える。

(田英夫君)

確かにその年度予算の中には対外経済協力費が各省にまたがって入っており、予算が承認された段階でそれが認められたという解釈は成り立つ。しかし、各年度の予算及び財政投融资計画の「説明」という形で予算委員会に提出される資料の中には、外務省が非常に大きなウエイトを占める国際協力事業団交付金がいくらという形でしか出てこないのであって、国別、プロジェクト別が全く把握できないのが実情である。予算が承認されたとい

うことは、必ずしもその中身まで承認されたということにはならないのではないか。

対外経済協力の実施機関は、日本輸出入銀行、海外経済協力基金そして国際協力事業団が主体である。この中で輸銀は輸銀法に基づき、大蔵大臣が国会に提出し国会で承認を求めべきものの中に、一番肝心の事業費は入っていない。これでは対外経済協力の重要な役割を果たす輸銀の事業内容がまったく国会に報告される必要のないものとして扱われている。これでは対外経済協力が国会で承認されたとは言えないのではないか。

(鹿取泰衛・外務省経済協力局長)

第1に予算の問題であるが、確かに従来の経済協力の予算の編成の方法は、いろいろなところに散らばっており分かりにくかった。しかし、昨年度から説明書において、経済協力一本で計上している。内容が国別、事業別、金額別の細目にわたっていないとの御指摘ではあるが、外交交渉の前に先方に細目を明示することには問題があり、我が国が一方向的にブレークダウンしたものを明示することは適当ではない。

第2に輸銀の問題であるが、輸銀の資金は、自己資金、年々の予算において認められたもの、場合によっては政府出資金あるいは投融資資金から成り、これらを運用している。しかも輸銀法に基づき、各ブロックごとに回収確実な場合にのみ融資ができるということになっている。しかし、政府借款の場合は、国と国との行政取り決めの枠内で輸銀が活動しているのであり、政策的にも法律的にも現在の輸銀の活動が適正であると考ええる。

(5) 塩出啓典君(公明党)の質疑⁷

(塩出啓典君)

予算案の中に大まかな項目が書かれている。予算が承認された後で、どの国にどれくらいということを検討するという理解でよいか。

(鹿取泰衛・外務省経済協力局長)

賠償及び賠償に準ずる経済協力は義務的経費であり、予算に国名が記述されている。それ以外の技術協力、無償援助、有償援助(借款)については、予算書では国別の細目は出していない。したがって、政府としては相手の国と予算の範囲内で交渉を進め、国別の額を決めていくことになる。

(塩出啓典君)

政府側の説明に対し、発議者の田議員の考え方を伺いたい。

(田英夫君)

昭和50(1975)年度予算の説明では、経済協力費を各省分をまとめて掲載しており、これは前進である。しかし、例えば外務省所管の国際協力事業団交付金についても、その内容は事業別であるので、どこの国にどういう専門家が派遣されるのかという点は全く分からない。発展途上国に対する日本の果たす役割について国民の関心が非常に高い。国民の税金を外国の方々のために使う以上、一般的な予算と性格が根本的に異なるのではないか。したがって、国会に計画を提出して承認を求めべきと考えた。

(塩出啓典君)

政府の立場として、計画が国会で承認されなければ相手国に不信感を与え、国会で議論

すれば被援助国が他国と比較するので、国会承認という形は望ましくないということであったが、その理由でよいか、またそれ以外に理由はあるのか。

(鹿取泰衛・外務省経済協力局長)

予算は事業別に計上され国会の承認を得ている。政府としては、多くの国からいろいろな種類の要請を、各国とのきめ細かな交渉により、相手を納得させながら、相手の要請を合理的な程度に抑制しながら、全体が予算の枠内におさまるよう、そして相手国が援助を効果的であると評価してくれるよう交渉を繰り返して具体的に決めていく。したがって、予算の中で国別に数字を挙げてしまうことはできない。予算として総枠を国会で承認いただき、その中で具体的に決めていく以外にない。

ある程度交渉がまとまった段階で、その交渉結果を提出して承認を受けるとの意見に対しては、毎年の交渉件数が非常に多く、これらの交渉を完了しないで国会の承認を得る形にすると、案件の処理が遅滞するのではないかと、余りに遅延すると効果も減退することになる。ちなみに、昭和 48 (1973) 年度の実績で、無償が 24 件、有償が 28 件、技術協力では合意議事録という形ではあるが、有償、無償に匹敵するぐらいの数がある。これだけ多い各国からの要請にこたえて交渉していくには、現在の方法以外にないと思う。まして、交渉した結果を国会に提出した後に、仮にいろいろ修正を受け、あるいは不承認ということになれば、相手国との関係の悪化も懸念される。したがって、大枠を御承認いただき、その中で政府が外交交渉権の範囲内で交渉していく、この方法を続けていきたい。

(塩出啓典君)

今日のような情報化社会においては、秘密が秘密にならないのであり、むしろ我が国の姿勢として公開していくべきではないのか。援助の内容が国会で審議すると他の国に分かってしまい都合が悪いという考え方は古いのではないかと。法案の趣旨も、中身が決まった段階で国会の承認を受け、それによって国民の皆さんに公開していくというものである。

(羽田野忠文・外務政務次官)

決まってからこれを国会に諮るということであるが、万一承認されなければ、相手国に対する信頼関係を損なうおそれが出てくる。これは非常に危険なことである。また、効率的かつスピーディーに処理する必要がある。したがって、予算の総枠をお決めいただき、一つ一つの処理については政府にお任せいただき、その処理の良し悪しについては、決算委員会を始め、各委員会で御審議いただく方式が最適だと考える。

(田英夫君)

私が提案している考え方は、政府側で相手国と交渉を煮詰めて、その上である程度の枠におさまった内容を国会にお示しいただくことであり、交渉しないうちに示せと要求しているのではない。国会で承認が得られないと対外的な信用の問題にかかわるということであるが、計画の内容が悪ければ承認されないことも起こり得る。例えば日韓大陸だな協定は締結後 2 度国会に提出されたもののいまだ審議が行われていない。これは締結されたものの、国民の批判的世論により批准されないと理解すべきである。経済協力も同様であり、問題があれば国会で承認しないというのは実は正しいのであり、約束した経済協力は実施しなくてはならない、そうでないと信用を落とすというのは本末転倒ではないか。加えて、

輸銀の事業計画は、意識的に事業計画を示さなくてよいとされている。対外経済協力において輸銀の事業計画は大きな柱でもあり、これが国会で承認されていないというのは大きな欠落である。この点からも、総枠さえ認められていればそれでよいということにはならない。

(鹿取泰衛・外務省経済協力局長)

経済協力というものは、国際連合、国連貿易開発会議(UNCTAD)等により、先進国が発展途上国にある程度の量と質の援助を与えることが決議として出されている。厳格な意味での国際義務ではないが、先進国としての一種の責務となっている。今日の経済協力はこうした責務の範囲内で、自主的に相手国に供与していく性質のものである。それ故、条約という重い手続きを経ることなく、迅速かつ適宜適切に実施する必要がある。

輸出入銀行は、輸出入の促進を本来の業務としている。輸出なり輸入なり、民間の契約を支援する意味で財政資金を出すというものである。政府借款は、今後は海外経済協力基金の方に移っていくので、先ほどの輸銀に関しての御懸念はなくなると思う。

(塩出啓典君)

第3条の「民主主義の原理に反する統治を行う国」については判断が難しいことから、経済協力の理念については、別の方法を検討し、この法案は国会の承認を求めるところべきである。そうであれば第3条を削除することも考えられる。発議者の見解を伺いたい。

(田英夫君)

理念については、対外経済協力基本法といった別の形で検討すべきとの考え方もあったが、国会の承認を第一の柱とし、やはり指針としての理念も残そうと考えた。発議者としては、皆様も御賛同を得られれば、削除という修正も考慮する余地があると思う。

(塩出啓典君)

法案の趣旨からして、政府側の姿勢として、国会審議があるために時間がかかる、一日でも早い方がよいのだという対応はいかがなものだろうか。

(宮澤喜一外相)

国会の御審議をいただく場合、速やかに御審議いただくとは思いますが、ものによっては時間のかかるものも出てくるだろうし、その結果当然遅れることになる。これは行政の立場からは、端的に申して不便であり、相手国によくない影響を与える。まして、否決されるような場合、これで手を打とうとしても、否決されることも想定しつつ折衝することになってしまう。言わば当事者能力のない者が団体交渉を行う事態となってしまうおそれが出てくる。これでは折衝自体が進展しない。

(塩出啓典君)

経済協力の理念を明確にする目的で、経済協力基本法のようなものを作ってはどうか。これに対する外務省の見解を伺いたい。

(宮澤喜一外相)

援助を行う場合、そこに価値判断が入らないということはある。その上で国益を考慮するわけである。ただし、それを基本法で書けるものであろうか疑問である。議論のあった民主主義の原理についても、貴国は民主主義ではないと言ったときに、そこにはや

はりこちらの価値判断が入るわけである。現実の外交で果たしてそれが可能であろうか。そうしたものを表に出すことになる、とても外交はやっていけないのではないか。

(塩出啓典君)

国民はどういう理念に基づいて援助が行われているのか分からない。また、援助にまつわる黒い霧もある。そうしたことから、田議員の法案が出てきたのである。民主主義の問題はいろいろ難しいところがあるので田議員もその部分は下ろしてもよいと述べている。分かりやすい形で理念を規定すれば基本法はできるのではないか。外務委員会は野党が多いので、採決すれば超党派で経済協力基本法を作らざるを得ないことになる。外務省も前向きに検討すべきではないか。

(宮澤喜一外相)

国会がその様な意思を明確に示されるのであれば、政府としては尊重する。抽象的に基本法を書くことは非常に難しいとは思いますが、国会の御意思が明確にされることも考え得ることである。

(6) 立木洋君(日本共産党)の質疑⁸

(立木洋君)

国会で承認することが行政権の侵害になるかならないかについて、発議者の見解を伺いたい。

(田英夫君)

外交権が行政府にあるとしても、それはあくまで主権在民という考え方の上に立つてのことではなくてはならない。国民の税金を外国の方々のために使うのであるから、国民の意向を聞くことは決して行政府の外交権を侵すものではないと考える。

(立木洋君)

確かに、日本国憲法の第5章内閣の第73条の2号に内閣の職務として「外交関係进行处理すること。」とある。同時に5号で「予算を作成して国会に提出すること。」とある。また第7章財政においては、第83条「国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて、これを行使しなければならない。」、第85条「国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを必要とする。」、第86条「内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。」、第91条「内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少なくとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。」と規定されている。国の財政、国費の支出という点からすれば、対外経済協力費も当然これに含まれる。したがって、国会の承認を求めていくことは当然の姿である。憲法は、財政については国会中心主義という考え方に基づいているのではないか。外国との交渉が一定の結論を得た段階で国会の承認を求めるとというのが、憲法の建前から言って本来の姿ではないのか。

(宮澤喜一外相)

大上段に外交権は行政府の専権事項であるから、援助そのものについて国会から関与を受けものではない、として話が済むものではない。私も国会議員であり、国会としてもも

う少し関与すべきではないかという気持ちも少し理解できる。経済協力は、相手国の立場を傷つけることなく、ある程度の満足感を与えることができ、他国との比較の問題もなく、しかも迅速に処理することが求められるものであり、これらの課題を克服できる方法があれば、計画について国会の承認を求めることも問題はないと思うが、現状では良い方法はない。

(立木洋君)

1972(昭和47)年の数字で見ると、我が国の経済協力が、韓国、フィリピン、タイ、南ベトナム、カンボジア、インドネシアに集中しており、これがおおむね90%以上を占める。これらの国々はアメリカの重要な拠点となっており、その意味するところは何か伺いたい。

(宮澤喜一外相)

援助の目的は、一言で言えば、日本の国益ということになるかと思う。その国益を広く捉えるか、狭く捉えるか、また近い将来までとするか、遠い将来まで含むとするかで、いろいろ見方があるかと思う。国益とは平和と安全の確保である。平和と安全は我が国民の平和と安全にとどまらず、我が国周辺さらには世界の平和と安全の確保である。勢いまず我が国周辺の平和と安全の確保を考えることは当然である。

(7) 中山太郎君(自由民主党)の質疑⁹

(中山太郎君)

日本としては、将来、中共やソ連にも政府間ベースでも民間ベースでも経済協力を行おうとしている。そうであれば、法案の中に思想を定義づける条項を入れること自体が国益にプラスになるだろうか。相手国との友好親善を深めていく際に、大きな障害になるのではないか。

(田英夫君)

民主主義の原理に反するか否かの判断は行政政府が行い、国会がこれを誤っていると判断すれば正すのは当然である。国民の意思を忖度して行政政府が計画を策定し、その判断が国民の意思と異なると国会が判断すればこれを正すということである。

(中山太郎君)

外国に「民主主義の原理に反する統治を行う国」というような縛りを掛けている国があるか政府に伺いたい。

(鹿取泰衛・外務省経済協力局長)

アメリカに特殊な法律がある。その国民を、その国の市民を政治的な目的で収容したり、同様な迫害を加えている国に対しては、経済的もしくは軍事的援助を否定するのが米国議会の精神であるというような趣旨の条文がある。また、アメリカには共産圏に対する援助を行ってはならないというものがある。

(中山太郎君)

対外経済協力には相手国の発展に協力するという目的の他に、相手国との友好関係の増進、さらには資源の確保など日本の国益を考慮したものがあはずである。この点に関す

る政府の見解を伺いたい。

(宮澤喜一外相)

我が国の場合、最大の国益の一つは世界が平和であることである。平和というものは各国で国民生活が安定し、生活が向上していくことであり、また各国間で経済的格差が狭まっていくということである。アメリカと異なり、体制の異なる国とも友好関係を続けていくことが平和の増進の条件であると考え。経済協力はそうした目的のために行うものである。

(中山太郎君)

この法案では民間ベースはどう扱うのか。法案では「政府が外国に対して行う資金協力及び技術協力」とあるが、民間と政府の援助の中間的な「その他の政府資金の流れ」をどう扱うのか。民間と輸銀が協力して行うものはどう扱うのか。

(田英夫君)

民間のものは全く入らない。政府に加えて、純粹に輸銀、基金のもの、さらに国際協力事業団のものである。民間資金の流れは除外してあり明確に一線を画している。

(鹿取泰衛・外務省経済協力局長)

民間の経済協力で輸銀なり基金の資金が流れる場合でも、一般案件という案件は、民間の経済の動きが先行し、その商業活動を側面から支援する形でコンバインして政府資金が出ていくわけであり、どこまでが政府援助か区別しにくい。いろいろなチェックを受けると民間の経済活動を制約することにもなるのではないか。

(田英夫君)

私の方で実態を調べてある。例えば東南アジアに日本企業が進出をする場合、合併で現地に企業を設立し工場ができるという場合、そこまでが民間の経済協力であり、そこに至る輸送手段、道路、港を建設するという場合に政府、輸銀の協力を求めるという形になっている。一つに見えるが実は地域開発という形で明確に区別できる。それ故、政府による、あるいは輸銀、基金なり事業団という形で明確に区別できるはずである。

(鹿取泰衛・外務省経済協力局長)

電力、道路というようなインフラの場合は、政府借款という形で交換公文を結び、額もプロジェクトも明確である。しかし、その上に建てる工場でも、投資金融あるいは輸出信用の形で輸銀の財政資金が入ってくるのであり、政府の資金が入っているわけである。民間と政府が一体となって協力しなければならないのであり、どれかを取り出して、これは民間に任せればよいというものではない。

(中山太郎君)

途上国では権力者が自分の国の発展のために日本から経済援助を受ける、民間企業の進出を認めるということがある。その場合、権力者の独裁的な判断に近いところで決定されることが多い。その意味では大変スピードがあるが、日本の場合法律の枠内で政府が計画を策定し実施しているのであるが、これが国会の審議の対象となると、国会の会期末まで待たねばならないというようなことも起こる。そうすると資源のある途上国への経済協力競争で、中近東地域では中ソに後れをとることになるのではないか。

(田英夫君)

能率こそが全てだという感じがする。その事業というのは国民の税金を使っているのである。国民の代表である国会の意思を聞いた上で実行すべきという大原則が忘れ去られていて、能率論先行の論理である。田中角栄前総理が東南アジアを訪問したときに一斉にデモが起きたではないか。率直に申し上げて、この法案を発議した発端には、韓国の朴政権に対する明らかに不当な経済協力があったということにある。

(中山太郎君)

政府資金が国民の血税であることから、国会で慎重に審議すべきとの意見には同感である。しかし、余りにスクリーニングを厳しくすると、相手国からの好印象を減殺することにもなり、それをどの程度の歩留まりにするかというのが一つのポイントである。そのためには、国会で予算の大枠と同時に、決算委員会によるチェック機能があるのではないか。

4 . おわりに

田英夫君外 1 名発議の対外経済協力計画の国会承認等に関する法律案は、第 75 回国会の 1975 (昭 50) 年 7 月 4 日、参議院外務委員会において、賛成少数により否決された。田議員によれば、1 票差であったとのことである。同法案は否決されたとは言え、その後の参議院における経済協力・ODA に関する論議の先駆けとなったと言っても過言ではない。当時は、1973 (昭 48) 年の第 1 次オイル・ショックあり、世界同時不況ありで、資源確保や日本企業の海外進出の在り方をめぐり、海外から批判の目で見られることも多く起こった。そうした中での国会審議であったことを見落としてはならない。1980 年代以降我が国の ODA は倍々ゲームで拡大を続けるが、その間、国会と行政府の関係については延々と議論が続くことになる。その一つの到達点が、1989 (平成元) 年 6 月の参議院・外交・総合安全保障に関する調査会の与野党合意事項¹⁰ とそれに続く本会議決議¹¹ である。与野党合意事項には、理念・目的、諸原則、量的拡充及び質的改善、国会と行政府との関係、立法化の検討などがある。理念・目的では「人道的立場に立って、開発途上国の飢餓と貧困の克服、福祉の向上、経済的自立などのための自助努力を支援することを目的とし、国際的な格差解消と開発途上国の平和と安定が、日本を含む世界の平和と繁栄にとって不可欠であるという国際社会の相互依存性の認識に基づいて行われるべきである。」とされている。諸原則では「主権尊重、内政不干渉を基本として、自主的に行う。軍事的用途に充てられることを禁じ、また国際紛争を助長してはならない。基本的人権及び自由が保障されるよう積極的に努力する。不正、腐敗を招くことのないよう適正に行われなければならない。」などとされている。また国会と行政府との関係では「国会の関与を強める。政府は、外交上特段の支障のない限り、国際開発協力に関する方針、講じようとする措置など国会審議に必要な資料を提出しなければならない。」などとされている。そして立法化の検討では「本院は、国際開発協力の基本理念と基本的事項等を明確にするための立法化について、さらに検討を続けること。」とされている。本会議決議では、「政府においては、(上記の) 各事項に基づき、適正かつ効率的な施策の推進に最善の努

力を払うべきである。」とされている。同決議に対し発言を求められた三塚博外相は「これを本院により示された一つの方向として承りますとともに、今後、対外経済協力の実施に当たっては、憲法に定められた立法府と行政府との関係を踏まえ、適正かつ効率的な施策の推進に努めてまいり所存であります。」として、必ずしも決議にとらわれることなく、従来の方法で進めていくととれる趣旨を表明した。しかし、1992（平成4）年6月30日に閣議決定された第1次ODA大綱には与野党合意事項の大半が取り入れられており、政府側は、法律ではなく大綱として理念・諸原則を活用しようとの方向に変わった。

その後、国会と行政府との関係そしてODA基本法の制定をめぐることは、参議院で多くの議論が展開されることになるが、田英夫議員発議の対外経済協力計画の国会承認等に関する法律案の存在は極めて大きな第一歩であったと言えよう。

参考 対外経済協力計画の国会承認等に関する法律案

（目的）

第1条 この法律は、対外経済協力がわが国の外交の中で果たす役割の重要性にかんがみ、対外経済協力計画についての国会の承認等について定め、もって適正かつ効果的な対外経済協力の実施に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「対外経済協力」とは、政府が外国に対して行う資金協力及び技術協力（日本輸出入銀行、海外経済協力基金又は国際協力事業団に実施させるものを含む。）をいい、「対外経済協力計画」とは、対外経済協力に関する計画をいう。

（対外経済協力の制限）

第3条 政府は、民主主義の原理に反する統治を行う国に対しては、対外経済協力を行ってはならない。

2 政府は、軍事目的に充てられる対外経済協力を行ってはならない。

（対外経済協力計画）

第4条 政府は、毎年、4月1日から翌年3月31日までの間に係る対外経済協力計画を作成し、国会に提出してその承認を受けなければならない。

2 対外経済協力計画は、対外経済協力の相手国別に区分するものとし、その区分内においては、対外経済協力として実施しようとする事業ごとに、当該事業の実施機関、実施規模その他当該事業を実施するために必要な事項について定めるものとする。

第5条 政府は、前条第1項の規定により国会の承認を受けた対外経済協力計画に基づかない対外経済協力（災害援助等の緊急に実施する必要がある、かつ、人道上の目的に充てられるものを除く。）を行う必要が生じたと認めるときは、当該対外経済協力計画を変更し、国会に提出してその承認を受けなければならない。

（実施状況の報告）

第6条 政府は、おおむね6月に1回、対外経済協力の実施状況について国会に報告しなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第4条及び第5条の規定は、昭和50年4月1日以後に実施する対外経済協力について適用する。

【参考文献】

- 賠償問題研究会編『日本の賠償 その現状と問題点』外交時報社、1959年11月
日経経済解説部編『賠償の話』日本経済新聞社、1957年4月
永野慎一郎、近藤正臣編『日本の戦後賠償』勁草書房、1999年11月
大蔵省財政史室編『昭和財政史 終戦から講和まで 第1巻』東洋経済新報社、1984年3月
川田侃、大畑英樹編『国政政治経済辞典』東京書籍、2003年5月

-
- 1 第75回国会参議院外務委員会会議録第4号(昭50.2.20)1、2頁
 - 2 第50回国会参議院外務委員会会議録第14号(昭50.6.17)11～13頁及び第17号(昭50.7.1)1～5頁
 - 3 第50回国会参議院外務委員会会議録第14号(昭50.6.17)13、14頁及び第17号(昭50.7.1)10、11頁
 - 4 第50回国会参議院外務委員会会議録第14号(昭50.6.17)14～17頁
 - 5 1974(昭和49)年の法改正により国際協力事業団となった。
 - 6 第50回国会参議院外務委員会会議録第14号(昭50.6.17)18～21頁
 - 7 第50回国会参議院外務委員会会議録第16号(昭50.6.26)1～4頁及び7、8頁
 - 8 同上(昭50.6.26)4～7頁
 - 9 第50回国会参議院外務委員会会議録第17号(昭50.7.1)6～10頁
 - 10 第114回国会参議院外交・総合安全保障に関する調査報告(参議院外交・総合安全保障に関する調査会：平成元年6月21日)80～84頁
 - 11 第114回国会参議院会議録第17号(平元.6.22)489頁